

# 建築士事務所廃業等届書

建築士事務所の業務を廃止したので建築士法23条の7の規定により、登録した際の登録通知書・登録申請書副本など必要書類を添えて届け出ます。

令和 年 月 日

届出者 住所 (〒 - )

TEL ( ) -

氏名 印

〔法人にあつては、その主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

富山県指定事務所登録機関  
一般社団法人富山県建築士事務所協会会長 殿

|         |  |        |           |   |
|---------|--|--------|-----------|---|
| 建築士事務所  | 名称   |        |           |   |
|         | 所在地  | (〒 - ) | TEL ( ) - |   |
|         | 一級建築士事務所、<br>二級建築士事務所又は<br>木造建築士事務所の別                              | 建築士事務所 |           |   |
| 登録年月日   | 平成 年 月 日   | 登録番号   | 第         | 号 |
| 届出事項発生日 | 年 月 日  |        |           |   |
| 届出事由    | ①個人から法人へ ②法人から個人へ ③開設者の死亡 ④法人の合併・解散・破産 ⑤管理建築士の退職 ⑥他道府県へ移転 ⑦その他 ( ) |        |           |   |
| ※処理欄    |  |        |           |   |

- 備考 1 ※印のある欄は、記入しないこと。  
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。